

高知市ふるさと納税推進支援業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 件名

高知市ふるさと納税推進支援業務

(2) 目的

本業務は、高知市ふるさと納税におけるふるさと納税ポータルサイトの管理運営や返礼品の受発注管理業務、返礼品事業者及び配送事業者への支払いなどの業務を委託し、一体的に運用することで、効率的なふるさと納税業務の運営を目指すとともに、新たな返礼品の開発や効果的なPRを通じ、高知市（以下「本市」という。）への寄附金額の拡大を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ア ポータルサイトの運営に関する業務
- イ 寄附情報管理システムの管理・運営に関する業務
- ウ 返礼品の受発注及び発送に関する業務
- エ 配送経費の圧縮検討
- オ 返礼品事業者への対応に関する業務
- カ 寄附受領証明書の発送に関する業務
- キ 返礼品代金及び配送料金の支払いに関する業務
- ク 返礼品の開発及びポータルサイト掲載に関する業務
- ケ 効果的な返礼品プロモーションの実施に関する業務
- コ 寄附者対応に関する業務
- サ 返礼品の契約不適合責任
- シ 著作権等の取扱い
- ス 情報セキュリティの確保
- セ その他

詳細については別添の「高知市ふるさと納税推進支援業務に係る仕様書」のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 業務の履行期間は、令和6年10月1日からとする。なお、契約締結日から履行開始日の前日までは準備期間として対応し、その間に発生した費用は受託者の負担とする。

(5) 提案上限額

1,028,056千円（消費税及び地方消費税含む）

(単位：千円 寄附金額除き全て消費税及び地方消費税含む)

	令和6年度 (10月～3月)	令和7年度	令和8年度	合計
想定寄附件数	26,000件	43,000件	43,000件	112,000件
想定寄附金額	629,878	1,065,000	1,065,000	2,759,878
内：物品等	598,384	1,011,750	1,011,750	2,621,884
内：サービス等	31,494	53,250	53,250	137,994
調達費（物品等） ※想定寄附金額の25%	149,596	252,938	252,938	655,472
調達費（サービス等） ※想定寄附金額の30%	9,448	15,975	15,975	41,398
調達費合計	159,044	268,913	268,913	696,870
委託料（想定寄附額の 6%）	37,793	63,900	63,900	165,593
配送料（想定寄附額の 6%）	37,793	63,900	63,900	165,593
提案上限額	234,630	396,713	396,713	1,028,056

- ◇ 上表内「想定寄附金額」は、本市への想定寄附総額のうち、本業務対象外のポータルサイトへの寄附金額を除外した金額であり、令和6年度の想定寄附総額を10億円、令和7年度及び令和8年度は12億円としている。なお、寄附履歴等から、物品等とサービス等の想定寄附金額における配分率を95%と5%と想定する。
- ◇ 調達費について、令和6年4月現在の寄附額における返礼品率は、物品等に関しては25%、サービス（クーポン等を含む。）に関しては30%としているが、実際の返礼品調達費割合については、寄附額、費用の実績等を勘案したうえで、本市において決定するものとする。
- ◇ 上表内「提案上限額」は、委託料の費用割合を6%（消費税及び地方消費税含む）、配送料の費用割合を6%（消費税及び地方消費税含む）で設定しているが、提案者から受ける提案においては、委託料と配送料の各費用割合について受けるものとする。なお、その合計の割合は、想定寄附金額の12%（消費税及び地方消費税含む）を超えないものとし、それぞれの費用割合は6.5%（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

2 資格要件

- (1) 参加意向申出書提出者（以下「提出者」という。）は、公告日から受託候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、次の要件を満たしている複数の個人又は法人（以下「共同体」という。）による共同提案のグループ参加も可能とする。この場合、カについては1つの構成員のみが満たしていれば可とする。なお、グループによる参加申込にあたっては、1共同体につき1件の申込とし、当該グループの構成事業者は、他の共同提案グループの構成事業者になることは不可とする。また、グループ参加を行う場合の申請及び手続は、代表事業者が行い、全ての構成事業者は共同提案の事業について連帯して責任を負うこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止措置要綱の対象となる事案に該当しない者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- エ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- オ 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- カ 過去 3 年（令和 3 年度から令和 5 年度）において、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務において、1 団体単年度で寄附金額 10 億円以上の取扱い実績を有する者
- キ 直近 2 年分の市町村税を滞納していない者
- ク 直近 2 年分の都道府県税を滞納していない者
- ケ 国税を滞納していない者
- コ 直近 2 年分の社会保険料を滞納していない者

(2) その他（失格等に関する事項）

- ア 提出者又は共同体の構成事業者が、次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員、本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- イ 提出者又は共同体の構成事業者が、受託候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、受託候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。

- ・本市指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。

3 審査

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により，２段階で実施する。

ア １次審査は，参加資格要件確認のための書類審査を実施し，提案書の提出者を選定する。

イ ２次審査は，審査基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し，総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を決定する。なお，プレゼンテーションの説明は30分以内，質疑は15分程度とする。

プレゼンテーションの際のデモンストレーションにおいて使用する機器は，スクリーン，プロジェクター及びHDMIケーブルは本市が用意し，それ以外の機器は各自用意するものとする。また，プレゼンテーションへの参加は3人以内とし，オンライン参加は不可とする。

※ 最も優れた提案及びプレゼンテーションを行ったものを受託候補者とする。また，受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は，次点者を受託候補者とする。

(2) 選定委員構成

委員長1人，副委員長1人，委員6人（うち外部委員2人） 計8人

(3) 選定基準

ア １次審査の参加資格要件確認は，「２ 資格要件」のとおりとする。

イ ２次審査の選定基準は，別紙「審査基準」のとおりとする。

4 質疑・回答

(1) 提出書類

質疑書（様式第1号）

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。

※提出後，電話にて到達の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和6年5月22日（水） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市財務部財産政策課ふるさと納税推進室

FAX：088-823-9568

E-mail：kc-051700@city.kochi.lg.jp

(5) 回答方法

令和6年5月27日（月）に高知市財産政策課ホームページに掲載する。

5 参加意向の申出

(1) 提出書類（次の書類を各1部）

NO	提出書類名	提出上の注意
1	参加意向申出書（様式第2号）	グループで応募する場合は、代表事業者が提出してください。
2	構成員調書（様式第3号）	グループで応募する場合に提出。全構成事業者が記名・押印をしてください。
3	委任状（様式第4号）	プロポーザル参加に関して、支店等に委任する場合やグループで応募する場合は、提出してください。
4	事業者概要書（様式第5号）	受託実績が確認できるよう契約書の写し及び寄附金額10億円以上の取扱実績が確認できるものを添付してください。
5	資格要件確認書（様式第6号）	グループで応募する場合は、すべての構成員が提出してください。
6	登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）	登記事項証明書は現在事項全部証明書等
7	都道府県税に係る納税証明書（写し可）	滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
8	市町村税に係る納税証明書（写し可）	滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
9	国税に係る納税証明書（写し可）	証明が必要な税目は、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） （証明書の種類は「その3」）
10	社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（写し可）	証明が必要な保険料は健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金。直近2か年において未納が無いことが確認できるもの
11	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第7号）	

※本市の令和4・5年度物件等競争入札参加資格を有している場合は、6～11までの書類の提出は不要

※グループで応募する場合、6～11までの書類は全構成事業者が提出してください。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年5月31日（金） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市財務部財産政策課ふるさと納税推進室

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎4階

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により令和6年6月14日(金)に申込者へFAXにて通知する(原本については後日郵送)。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

6 提案書等作成要領

(1) 提案書等提出書類については、次のとおりとする。

NO	項目	備考	様式	提出部数
1	企画提案書	内容に、「高知市ふるさと納税推進支援業務に係る仕様書」を熟読の上、別紙「審査基準」の審査項目を盛り込むこと。	任意	1・2については、正本1部、副本10部を提出すること。
2	参考見積書	参考見積書とともに積算内訳書も提出すること。	様式第8号	
3	情報非公開希望申立書	非公開希望がない場合でも、必ず提出すること。	様式第9号	1部

【提出書類作成の注意点】

ア 提出書類の規格はA4判片綴じとする。(縦書き・横書き、片面・両面の指定なし。)

イ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

ウ 企画提案書のページ下部にはページ番号を付すこと。

エ 企画提案書の枚数は、片面印刷の場合は30枚以内、両面印刷の場合は15枚以内とする。

オ 企画提案書の表紙に以下の事項を記載すること。

【タイトル】 「高知市ふるさと納税推進支援業務企画提案書」

【提出者名】 ○○会社

【提出年月日】 令和6年○月○日

カ 企画提案書においては、イラストやイメージ等の使用を可能とする。また、難解な用語の使用や表現は避け、分かりやすい記載に努めること。

キ 企画提案内容は、提出者が確実に実現できる範囲で記載すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年6月28日(金) 正午(必着)

(4) 提出先

高知市財務部財産政策課ふるさと納税推進室

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎4階

(5) 留意事項

ア 提案は、1者1提案とする。

イ 提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

7 契約締結及び履行開始までのスケジュール（予定）

	内 容	期 日
1	公告（募集開始）	令和6年5月16日（木）
2	質疑書の提出期限	令和6年5月22日（水）
3	質疑に対する回答	令和6年5月27日（月）
4	参加意向申出書等の提出期限	令和6年5月31日（金）
5	参加資格確認結果の通知	令和6年6月14日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和6年6月28日（金）
7	プレゼンテーションの実施	令和6年7月上旬
8	審査結果通知	令和6年7月中旬
9	契約締結	令和6年8月1日（木）
10	履行開始	令和6年10月1日（火）

8 審査結果の公表

参加者への審査結果の通知後、高知市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・候補者の名称，所在地，総得点
- ・その他の参加者（名称は非公開）の総得点

9 契約に関する事項

- (1) 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。
- (2) 受託候補者は、当該業務仕様書に応じた見積書を提出し、本市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。
- (3) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を本市のホームページで公表する。

10 留意事項

- (1) 提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった，又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員会の委員，本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- (3) 提出された書類は，理由の如何にかかわらず返却しない。
 - (4) 提出された書類は，参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
 - (5) 提出された書類は，審査及び説明並びに公表のために，その写しを作成し使用することができるものとする。
 - (6) 提案書を受け付けた後の差し替え，追加，削除等は一切認めない。
 - (7) 契約者以外の提案内容は，提案した者の承諾無しには利用しない。
 - (8) 提出された書類は，高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号，以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項第 3 号該当）を除き公開することとする。
 - (9) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり，『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）
 - (10) 参加を辞退するときは，必ず参加辞退届（様式第 10 号）を提出すること。なお，辞退することによって，今後の本市との契約等について不利になることはない。
 - (11) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。

11 問合せ先（事務局）

高知市財務部財産政策課ふるさと納税推進室 担当：三好・北村

住 所 〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号

電 話 088-802-5688

FAX 088-823-9568

メールアドレス kc-051700@city.kochi.lg.jp